

【利用料金】

時間区分 種別区分	基本使用料 (9:00~17:00)	基本使用料 + 空調料金
単位	1 時間	
展示ホール 1	1,000 円	1,200 円
展示ホール 2	1,000 円	1,200 円
演習室 1	200 円	240 円
演習室 2	200 円	240 円
会議室	200 円	240 円

減免あり使用料	減免あり使用料 + 空調料金
1 時間	
200 円	400 円
200 円	400 円
40 円	80 円
40 円	80 円
40 円	80 円

※ 空調料金は基本使用料の 20% です。

※ 1 時間単位の申請のため、申請した時間より 1 時間以上早く準備を開始する場合は追加料金が発生します。

※ 展示ホール 1・2 につきましては、館内の作品保護のため 6 月～9 月・11 月～2 月は空調料金を加算します。

【減免の要件について】

※加算使用料の対象になる場合は減免の適用はありません。

(展示ホール 1・2) ①もしくは②の条件に当てはまる場合、基本使用料を 80% 減額

① 減免対象団体（鯖江市文化協議会加入団体・郷土史懇談会・間部公をたたえる会）が主催する展示などを行う。

② 以下の条件を満たす。

(1) 鯖江市に住所を有する個人および団体

※団体の場合、その構成員の 1/3 以上が鯖江市民もしくは鯖江市に通勤・通学している方において構成されていること

(2) 活動の場所、事務所が鯖江市内であること（団体の場合のみ）

(3) 鯖江市の文化芸術振興に寄与すると認められる活動内容であること

※ほか、鯖江市まなべの館を会場として公募展を募集・開催する場合も減免の対象とします。

(演習室・会議室) 以下の条件に当てはまる場合、基本使用料を 80% 減額

減免対象団体（鯖江市文化協議会加入団体・郷土史懇談会・間部公をたたえる会）が主催する行事などを行う。

【加算使用料】

(1) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを徴収しない場合 **100%加算** →基本使用料（減免なしの金額）が 2 倍になる

(2) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを徴収する場合 **200%加算** →基本使用料（減免なしの金額）が 3 倍になる

※『創造空間』事業の減免対象団体の要件についてご不明な点がございましたら、文化課にお問い合わせください。

◇ 提出・問合せ先

鯖江市まなべの館 〒916-0024 鯖江市長泉寺町 1-9-20

Tel : 0778-51-5999

Fax : 0778-54-7123

E-mail : SC-Bunka@city.sabae.lg.jp